

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から49年3月まで
② 昭和51年4月から57年6月まで
③ 昭和58年4月から同年6月まで

昭和59年10月にA区からB市に転居したが、転居してすぐにA区役所から電話があり「未納分の国民年金保険料を全部納付して欲しい。納付すれば未納は無くなる」と言われた。夫婦で相談して二人分の保険料を50万円ぐらい納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、申立期間③前の昭和57年7月から同年9月分までの保険料は時効直前の59年10月に納付されており、申立期間③後の58年7月以降の保険料はすべて納付されていることに加え、住所異動など生活状況に特段の変化が見受けられないことを踏まえると、3か月という短期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立人は、申立期間①及び②について、B市に転居した昭和59年10月ごろに国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、同年10月の時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない上、特例納付の実施期間中でもなく、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月から40年6月まで

申立期間当時、両親と私は同居していた。両親は国民年金に加入して保険料を納付しており、私の保険料も納付していると両親から言われていたので、当然私の保険料も納付されていると思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、両親が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和41年9月であり、同年4月から同年9月までについては保険料が納付されているものの、申立期間の一部の保険料については時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

一方、申立人は、昭和41年4月から同年9月までについて、国民年金保険料を納付しているが、当該期間について、申立人は厚生年金保険の被保険者であったことから、同年12月に保険料の還付決定がなされ42年4月に還付されていることが確認できる。しかしながら、当時の社会保険庁の取扱いによれば、還付金がある場合に未納保険料があるときは、還付金を

時効にかかる直前の保険料に充当することとされていたため、当該期間の保険料について充当せずに還付をしているのは不自然であることから、当該期間の保険料について39年10月から40年3月までの期間の保険料に充当するものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和22年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成10年10月1日から12年1月26日まで
監査役を務めていたA社における被保険者期間のうち、平成10年10月1日から12年1月26日までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は47万円であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が監査役を務めるA社は、平成12年1月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年2月15日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初47万円と記録されていたものが、9万8,000円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

なお、当該事業所の商業法人登記簿によると、申立人は監査役であったことが確認できるが、同事業所の事業主及び同事業所が社会保険事務を委託していた社会保険労務士から「申立人は、経理や社会保険関係等の事務には携わっていなかった」旨の証言を得たことから、申立人が当該遡及訂正処理に関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月11日から同年12月11日まで

A社B工場を退職したのは、昭和43年12月の賞与を受領してからと記憶しているが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の資格喪失日が同年10月11日となっている。同日以降も在籍していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月16日から43年12月10日までA社B工場に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同年10月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、当該事業所から提出された労働者名簿及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の退職日について昭和43年12月10日であることが確認できるところ、人事記録において、申立人が一般社員としての身分を有した39年4月1日以降、身分及び給与体系に変更があった形跡は無く、当該人事記録に記載されている退職金の計算においても、一般社員として勤務した同年4月1日から43年12月10日までの期間が、その対象期間とされており、同年10月11日の前後に申立人の勤務形態に変更はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該事業所に昭和43年12月10日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 43 年 9 月の社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、現在の事業主は不明としているものの、当該事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、その資格喪失日が昭和 43 年 10 月 11 日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月及び同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年9月30日まで
平成7年1月からの標準報酬月額が9万2,000円になっているが、実際に受けていた給与はそれまでと同じ15万円であるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年9月1日以降、15万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年9月30日より後である同年10月9日付けで、同年1月1日に遡^{そきゅう}及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年10月9日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人の標準報酬月額を同年1月1日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該訂正処理に係る標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年9月30日まで
平成7年1月からの標準報酬月額が9万2,000円になっているが、実際に受けていた報酬月額は、それまでと同じ50万円であるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年9月1日以降、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年9月30日より後である同年10月9日付けで、同年1月1日に遡^{そきゆう}及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

なお、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は取締役であったことが確認できるものの、複数の従業員から、申立人の業務は現場及び営業の責任者であったとの証言が得られたことに加え、同事業所の社会保険事務を行っていた事業主の妻は、「事業所の倒産に伴い、滞納保険料の処理について、社会保険事務所の職員からアドバイスを受け、私が当該標準報酬月額の引き下げに係る書類を作成した」と証言しており、当該遡^{そきゆう}及訂正処理に係る申立人の関与を否定している。

これらを総合的に判断すると、平成7年10月9日付けで行われた遡^{そきゆう}及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人の標準報酬月額を同年1月1日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該訂正処理に係る標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から55年3月まで
昭和59年10月にA区からB市に転居したが、転居してすぐにA区役所から電話があり「未納分の国民年金保険料を全部納付して欲しい、納付すれば未納は無くなる」と言われた。夫婦で相談して二人分の保険料を50万円ぐらい納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和59年10月ごろに過去の未納分の国民年金保険料を夫婦二人分で約50万円まとめて納付したと主張しているが、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、当時は特例納付の実施期間中でもなく、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、さかのぼって国民年金保険料を一緒に納付したとするその夫も、申立期間については未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から54年3月までの期間及び57年4月から平成元年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月から54年3月まで
② 昭和57年4月から平成元年11月まで

昭和59年の婚姻までは国民年金保険料を納付していなかったが、催促状が届いたので、過去の保険料を納付した記憶がある。その後は、継続して保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年の婚姻を契機として、過去の国民年金保険料を納付したと主張しているが、婚姻をした同年1月の時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、昭和59年に過去の国民年金保険料を納付した以降は、その妻が定期的に夫婦二人分の保険料を納付していたと申述しているが、申立人は、申立期間②直後の平成元年12月から2年3月までの期間の保険料について過年度納付している。一方、その妻は過年度納付書が発行された記録も無く、当該期間を現年度納付していることが推認され、夫婦で一緒に納付したとする申立人の主張とは整合しない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から46年5月まで
昭和39年7月に会社を退職して父と自営業を開業した。時期は定かでないが、父が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。当時、父に生活費として現金を渡していたので、その中から国民年金保険料を納付してくれたと思う。

しかし、その父は、既に他界しており詳細は分からない。申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、その父親が保険料を納付していたことをうかがわせるような周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 2 年 2 月まで
昭和 63 年 1 月に会社を退職し、同年 2 月ごろに母と一緒に A 市役所で国民年金の加入手続をして、保険料は半年ごとに現金で同市役所の窓口に納付していた。領収書は何年間か保管していたが現在は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成 5 年 12 月から第 3 号被保険者に該当しているところ、その同年 12 月の分は国民年金第 3 号被保険者特例措置の届出により 8 年 2 月に納付済期間とされていることを踏まえると、その時期に国民年金の加入手続をし、申立期間にさかのぼって加入したことが推認されることから、その時点では時効により申立期間の保険料は納付できない上、ほかにさかのぼって保険料納付した事情もうかがえない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年3月まで

申立期間当時は学生であり、卒業後も代用教員やアルバイトなどをしており、年金については全く無関心であった。そのような自分を案じて両親が国民年金に加入していることを折に触れて言っていた。

国民年金保険料は町内の組長に集金に来てもらった記憶がある。親が納付していたのは間違いないので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立期間中、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月ごろから 43 年 2 月ごろまで
昭和 37 年 8 月ごろから 43 年 2 月ごろまで A 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入記録が無い。同社における社員旅行の写真があり、勤務していたことは確かであるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、当時の事業主の子息及び同僚の証言並びに申立人の提出した同社における社員旅行の写真から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、前述の写真に写っている従業員のうち複数の者の氏名も申立人と同様に見当たらないことから、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、申立人の国民年金記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の加入手続は、申立期間中である昭和 41 年 8 月に 20 歳にさかのぼって行われており、その保険料は 40 年 4 月から過年度納付され、その後も継続して 43 年 3 月まで定額納付されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 10 年 1 月 26 日まで
代表取締役を務める A 社における被保険者期間のうち、平成 9 年 6 月 1 日から 10 年 1 月 26 日までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 20 万円から 22 万円ぐらいであったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務める A 社は、平成 10 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 2 月 9 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 9 年 6 月及び同年 7 月は 36 万円並びに同年 8 月から同年 12 月までの期間は 41 万円と記録されていたものが、それぞれ 14 万 2,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時、社会保険料の滞納があったかは不明であるが、社会保険に関する手続をすべて任せていた行政書士の考えにより、自分の厚生年金保険の標準報酬月額を遡及して減額する届出を行うこととなり、これにより保険料を減額した」と申述しており、申立人は当該事業所の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 28 日から 41 年 11 月 1 日まで

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 40 年 11 月 28 日になっているが、41 年 11 月 1 日まで勤務していた。申立期間の「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」もあるので、この期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 11 月 28 日以降も、継続して 41 年 11 月 1 日まで勤務していたと申し立てているが、同社には申立期間当時の関連資料は保管されていない上、申立期間において被保険者資格を取得している複数の従業員は申立人を知らないと言っており、同社における申立人の雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立期間において申立人が同社に勤務していたことを推認することができない。

また、当該事業所が加入する健康保険組合が保管していた申立人に係る健康保険被保険者名簿によると、その被保険者資格喪失日は、社会保険事務所の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 11 月 28 日と一致している。

なお、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の還付を受けていることから、厚生年金保険被保険者期間であったと主張しているが、社会保険事務所は、当該還付処理は、申立人に係る国民年金と厚生年金保険の記録を平成 12 年 3 月 10 日に統合した際、国民年金被保険者資格取得日を当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 11 月 28 日とすべきところ、41 年 11 月 28 日と誤入力したことによりなされたものであるが、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録を確認の上、その還付済みとされた国民年金保険料については、平成 20 年 2 月 22 日に納付済みと訂正した旨を回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除さ

れていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から9年10月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成7年9月1日から9年10月1日までの標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられている。当時の報酬月額は75万円ぐらいであったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、当該事業所は平成9年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年10月9日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初7年10月から8年7月までの期間は36万円、及び同年8月から9年9月までの期間は59万円と記録されていたものが、それぞれ9万2,000円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があった。社会保険事務及び経理を任せていた社員には、仕事の関係上、公租公課の滞納は許さないと指示をしていたことから、当該担当社員が、社会保険事務所の職員に相談しながら、自分の標準報酬月額について減額処理を行ったと考えられるが、担当者が単独で行った業務であったとしても、会社として行った業務である以上、代表取締役である自分には責任がある」と申述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで
A社の事業主であったときの報酬月額が 38 万円であったが、平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 4 月 1 日までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、当該事業所は平成 16 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 5 月 11 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 38 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、平成 16 年 3 月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、申立人が「社会保険事務所の職員から、標準報酬月額を引き下げれば、滞納している社会保険料は支払わなくて済むと聞かされたので、減額手続を行った」旨を申述していることから、申立人は、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意したと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 10 月 26 日まで
代表取締役として勤務した A 社における被保険者期間のうち、平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 10 月 26 日までの標準報酬月額が、在職時の報酬額と相違している。当時の報酬月額は 50 万円であったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務める A 社は、平成 12 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年 11 月 1 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 50 万円と記録されていたものが、11 万 8,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「平成 12 年 10 月ごろ、社会保険の資格喪失について管轄する社会保険事務所に相談したところ、保険料の滞納があるため、同事務所の指導により自らの報酬を下げて調整することとなり、書類を作成した。代表者の責任と思い、減額処理に同意した」と申述しており、申立人は当該事業所の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 6 月まで
昭和 32 年から 40 年 6 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務していた。
社会保険事務所に記録の照会をしたところ、同社の加入記録が無い旨の回答を受けた。同時期に勤務していた同僚は 38 年 5 月から加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、現在の事業主及び複数の同僚の証言からうかがえるものの、申立期間当時の事業主は死亡しているため証言が得られず、同社に関連資料が保存されていないことから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立期間以前から勤務し、申立人と同一業務に従事していた従業員は入社から一定期間経過後に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人とは同一業務ではないものの、同様に入社と同時に被保険者資格を取得していない従業員が確認できることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 5 月 1 日であるが、社会保険事務所が保管する同事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は確認できない。

なお、申立人は申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまで国民年金に加入し、すべての期間の保険料を納付している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
平成 9 年 10 月 1 日に裁判所に対し、A 社の破産申立てをしたところ、同年 10 月 3 日に社会保険事務所の職員が来社し、動産の差押えを行った。そして差押関係書類に代表者印を押して持ち帰った。その中に過去 2 年分の標準報酬月額を減額処理する書類が混ざっていたのではないかと思う。何の説明もなく、勝手にこのような処理をしたことに対し、納得できない。減額された標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務める A 社は、平成 9 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 10 月 6 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が当初 59 万円と記録されていたものが、9 万 2,000 円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は「申立期間当時、厚生年金保険料等の滞納があり、破産申立てを行ったところ、社会保険事務所の職員が差押えに来た。初めてなので心の動揺もあり、差押関係書類の内容も良く分からなかった。代表者印については、誰が押したか記憶していないが、その中に、標準報酬月額の訂正の書類があったのだと思う」と申述している上、「当時、当該処理に係る権限を持っていたのは私と経理部長のみであるが、経理部長は関与していないはずである」旨の申述を踏まえると、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに当該手続が行われていた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該減額処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。